



『「大阪府リサイクル製品認定マーク」表示要領』新旧対照表

改正後	改正前
<p>(趣 旨)</p> <p>第1 この要領は、大阪府リサイクル製品認定要領（以下「認定要領」という。） 第7条第1項及び第2項の規定に基づき、大阪府認定リサイクル製品（以下「認定製品」という。）にかかる表示に関し必要な事項を定める。</p> <p>(マークのデザイン等)</p> <p>第2 <u>認定要領第7条第1項の規定に基づく</u>第1の表示デザインは図1及び図2-1のとおりとする。</p> <p>第3 <u>認定要領第7条第2項の規定に基づく</u>第1の表示デザインは図1及び図2-2のとおりとする。</p> <p>第4 <u>第2または第3に規定する表示デザインを</u>「大阪府リサイクル製品認定マーク」（以下「マーク」という。）と称する。</p> <p>(マークの使用制限)</p> <p>第5 マークは、大阪府のほか、次に掲げる者以外は使用することができない。</p> <p>(1) 大阪府リサイクル製品認定要領に基づき認定を受けた者</p> <p>(2) その他知事が認めた者</p> <p>(マークの使用)</p> <p>第6 第5に掲げる者は、認定要領第9条第4項の規定に十分留意の上、認定製品の本体、包装、認定製品を紹介する印刷物等にマークを表示することができる。</p> <p>(苦情の処理)</p>	<p>(趣 旨)</p> <p>第1 この要領は、大阪府リサイクル製品認定要領（以下「認定要領」という。） 第8条の規定に基づき、大阪府認定リサイクル製品（以下「認定製品」という。）にかかる表示に関し必要な事項を定める。</p> <p>(マークのデザイン等)</p> <p>第2 第1の表示デザインは図1及び図2のとおりとし、「大阪府リサイクル製品認定マーク」（以下「マーク」という。）と称する。</p> <p>(マークの使用制限)</p> <p>第3 マークは、大阪府のほか、次に掲げる者以外は使用することができない。</p> <p>(1) 大阪府リサイクル製品認定要領に基づき認定を受けた者</p> <p>(2) その他知事が認めた者</p> <p>(マークの使用)</p> <p>第4 第3に掲げる者は、認定要領第9条の規定に十分留意の上、認定製品の本体、包装、認定製品を紹介する印刷物等にマークを表示することができる。</p> <p>(苦情の処理)</p>

改正後	改正前
<p>第7 マークを使用した者は、その使用に関して消費者等から苦情があった場合には、責任をもってその処理にあたらなければならない。</p> <p>(その他)</p> <p>第8 この要領に定めるもののほか、マークの使用に関し必要な事項は、大阪府環境農林水産部循環型社会推進室が定める。</p> <p>附 則 この要領は、平成16年9月30日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成21年4月10日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成27年10月 日から施行する。</p>	<p>第5 マークを使用した者は、その使用に関して消費者等から苦情があった場合には、責任をもってその処理にあたらなければならない。</p> <p>(その他)</p> <p>第6 この要領に定めるもののほか、マークの使用に関し必要な事項は、大阪府環境農林水産部循環型社会推進室が定める。</p> <p>附 則 この要領は、平成16年9月30日から施行する。</p> <p>この要領は、平成21年4月10日から施行する。</p>
<p>図1</p>  <p>使用色</p> <p>①文字色及び中央デザイン：C100M75（マンセル7.5 PB 3/12）</p> <p>②矢印：同上 アミ40%</p> <p>③左上葉部：C100Y60</p>	<p>図1</p>  <p>使用色</p> <p>①文字色及び中央デザイン：C100M75（マンセル7.5 PB 3/12）</p> <p>②矢印：同上 アミ40%</p> <p>③左上葉部：C100Y60</p>

改正後

改正前

単色で表示する場合は下記のとおりとする

上記①及び③：黒又は白

上記②：黒アミ 40%又は白アミ 40%

単色で表示する場合は下記のとおりとする

上記①及び③：黒又は白

上記②：黒アミ 40%又は白アミ 40%

図2 一1



図2



使用色

①文字色(④、⑤を除く)及び中央デザイン:C100M75(マンセル 7.5 PB 3/12)

②矢印:同上 アミ 40%

③葉部:C100Y60

④「わ」:C60Y75

⑤「エコ」:C80

使用色

①文字色(④、⑤を除く)及び中央デザイン:C100M75(マンセル 7.5 PB 3/12)

②矢印:同上 アミ 40%

③葉部:C100Y60

④「わ」:C60Y75

⑤「エコ」:C80

単色で表示する場合は下記のとおりとする

上記①及び③：黒又は白

上記②及び④：黒アミ 40%又は白アミ 40%

上記⑤：黒アミ 70%又は白アミ 70%

単色で表示する場合は下記のとおりとする

上記①及び③：黒又は白

上記②及び④：黒アミ 40%又は白アミ 40%

上記⑤：黒アミ 70%又は白アミ 70%

改正後

改正前

図 2-2



使用色

①文字色（④、⑤、⑥を除く）及び中央デザイン：C100M75（マンセル7.5 PB 3/12）

②矢印：同上アミ 40%

③葉部：C100Y60

④「わ」：C60Y75

⑤「エコ」：C80

⑥「ネクスト」：M25Y100

⑦花部：輪郭・M50、内側・M50 アミ 40%

単色で表示する場合は下記のとおりとする

上記①、③：黒又は白

上記②、④及び⑦内側：黒アミ 40%又は白アミ 40%

上記⑤及び⑦輪郭：黒アミ 70%又は白アミ 70%

上記⑥：黒アミ 60%または白アミ 60%